

「佐賀大学で学ぼうin小城市」
佐賀大学公開講座を開催

「市民が持つ力」市民力を考える「あなたの力が変える小城市の将来」を共通テーマとして下記の内容で開催します。

◆開催時間 19時～21時

◆会場 牛津赤れんが館

(牛津町)

◆対象者

市内外問わず、どなたでも参加できます。

◆定員 50人(申込順)

◆受講料 無料

(資料代として全5回で500円) ※1回の参加でも500円いただきます。

◆申込方法

電話・FAX・メール等

申込用紙は市のホームページからダウンロードできます。

【問合せ】企画課

市民協働推進係(牛津庁舎)

担当 森永・熊谷

☎ 63-88003

FAX 63-88008

E-mail: kikaku@city.ogi.lg.jp

	開催日	演題名	講師
1	10月13日(水)	地域資源を生かしたまちづくり	経済学部教授 長 安六氏
2	10月20日(水)	住民自治とは	経済学部准教授 井上 亜紀氏
3	10月27日(水)	小城市市民協働協議会(仮称)の創設	文化教育学部教授 田中 豊治氏
4	11月10日(水)	役所の仕事を評価する	経済学部教授 中西 一氏
5	11月17日(水)	まちづくりワークショップ体験学習 市民による政策提案書の作成	文化教育学部教授 田中 豊治氏

※5回終了後、番外編としてフィールドワーク(現地調査)も開催します。

国民年金保険料「追納」
をおすすめします

国民年金保険料について、保険料免除、若年者納付猶予、学生納付特例が承認された期間、保険料を納めた場合よりも老齢基礎年金の受け取り額が少なくなってしまうので、そこで、生活にゆとりができた時は、当時の保険料を10年前までさかのぼって納めることができる「追納」をお勧めします。追納することにより、保険料を納付した場合と同じ年金額で老齢基礎年金を受け取ることができます。

ただし、3年度目以降の分を追納する時は、当時の保険料に加算額がつきます。

平成22年度に追納する加算額も含めた追納額は、次のように定められています。

追納を希望される場合は、申請が必要です。

◆申請場所 各庁舎総合窓口

又は国保年金課(小城市庁舎)

◆必要なもの 印鑑

免除・学生納付特例等の適用を受けた月の属する年度	追納額	免除・学生納付特例等の適用を受けた月の属する年度	追納額
平成12年度	15,770円	平成16年度	14,180円
平成13年度	15,180円	平成17年度	14,220円
平成14年度	14,590円	平成18年度	14,260円
平成15年度	14,360円	平成19年度	14,300円

4分の3免除を受けた年度	追納額	4分の3免除を受けた年度	追納額
平成18年度	10,690円	平成19年度	10,720円

半額免除を受けた年度	追納額	半額免除を受けた年度	追納額
平成14年度	7,300円	平成17年度	7,110円
平成15年度	7,180円	平成18年度	7,130円
平成16年度	7,090円	平成19年度	7,150円

4分の1免除を受けた場合	追納額	4分の1免除を受けた場合	追納額
平成18年度	3,560円	平成19年度	3,570円

【問合せ】国保年金課(小城市庁舎)担当 古川・岩本 ☎73-8802